

支給認定証の発行が任意交付となります

保育施設等へ入所する場合、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書を提出いただき、市から支給認定証を発行していましたが、平成29年8月から支給認定証の発行が任意交付となります。

また、支給認定証の内容が変更することに支給認定証を発行していましたが、こちらについても任意交付となります。

(支給認定証の内容変更例)

- ・ 保育必要理由が求職活動から就労に変更
- ・ 就労から妊娠・出産に変更
- ・ 保育必要量が保育標準時間から保育短時間に変更 等

【支給認定証の発行を希望しない場合】

利用者負担額決定通知書等に支給認定情報を記載して通知しますので、こちらで現状をご確認いただけます。平成29年8月以降、利用している保育施設等から支給認定証の提出を求められた場合は、支給認定情報を記載した通知書を提出していただくことになります。

【支給認定証の発行を希望する場合】

別途申請書の提出が必要ですので、保育子育て支援課までご相談ください。申請後、従来どおり支給認定証を発行します。(期間を要する場合がございますのでご了承ください。)

【問合せ】 泉南市健康福祉部
保育子育て支援課
電話：072-483-3471